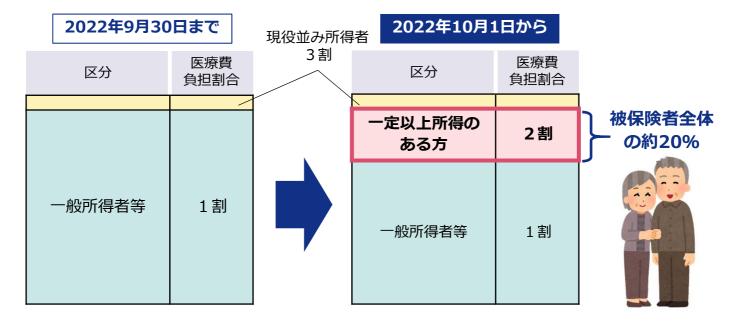
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得がある方 (75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、 医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

● 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。 そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、 事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限(4)	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円



1か月 5,000円の負担増を 3,000円までに抑えます。